

第6章 都市づくりの推進方針(案)

6-1 将来都市構造

第3章で設定した将来都市像の実現に向けて、目指すべき方向性として設定した「都市づくりのテーマ」を基に、第4章の全体構想(分野別方針)で示した都市づくりの方向性と第5章の地区別方針で示した地区づくりの方向性を踏まえた上で、本市が目指すべき都市の骨格として「将来都市構造」を設定します。将来都市構造は、「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成し、それぞれの役割を明確にしたうえで設定します。

(1) 拠点の位置付けと役割

「拠点」は、本市の様々な都市機能を担い、市民の日常生活、事業者や来訪者の都市活動の中心となるエリアを示すものです。

本市においては、既存の都市機能や地域資源等を踏まえ、市の発展をけん引する拠点性や、地域の特性を活かした多様な機能の形成を図るため、以下の拠点を設定します。

凡例	名称	役割
	角田中心拠点	市役所や市民センターをはじめとする行政・文化機能や商業・業務機能を有する本市の中心拠点
	産業拠点	大規模工業施設が立地する本市の産業と雇用を支える拠点
	賑わい交流拠点	市内外から多くの来訪者が集い、角田ブランドを発信する拠点
	地域交流拠点	地域の人々が集い、賑わいを創出する拠点

(2) 軸の位置付けと役割

「軸」は、市内外の人やモノの円滑な移動と活発な交流を確保するための主要な動線を示すものです。

本市においては、本市と周辺都市などの都市間や市内の各拠点間を結び、相互の移動や交流を支えるネットワークの形成と都市の利便性や魅力の向上を図るため、交通体系の基本方針を踏まえて以下の軸を設定します。

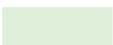
凡例	名称	役割
	広域幹線道路	市内外の広域移動を支える主要幹線道路網
	都市間幹線道路	都市の骨格を形成する幹線道路網
	鉄道軸	鉄道による広域移動を支える鉄道網

(3) エリアの位置付けと役割

「エリア」は、住宅地、商業地、工業地、農地等の同じ特性・役割を有する連続した土地利用の広がりを示すものです。

本市においては、既存市街地を中心とした都市的土地利用の展開と、良好な田園環境や自然環境との調和、活発な交流の促進を図るため、土地利用の基本方針を踏まえて以下のエリアを設定します。

【再掲】

凡 例	名 称	役 割
	複合市街地エリア	主に第一・二種住居地域と準工業地域(一部)が指定された市街地で、住宅と生活利便施設が調和した複合的な土地利用誘導を図るエリア
	中高層居住エリア	主に第一・二種中高層住居専用地域が指定された市街地で、戸建住宅や中高層共同住宅による良好な居住環境を形成するエリア
	低層居住エリア	主に第一種低層住居専用地域が指定された市街地で、戸建住宅や低層共同住宅による良好な居住環境を形成するエリア
	郊外集落エリア	用途地域が指定されていない郊外地域において、周辺の田園環境と調和した居住環境の維持・改善を図るエリア
	利用促進エリア	用途地域内の農地・低未利用地等において、住宅や店舗等の新たな都市的土地利用の展開を促進するエリア
	商業エリア	商業地域に指定された市街地で、本市の中心的な商業業務機能の維持・充実を図るエリア
	沿道利用エリア	主に国道113号及び県道角田山元線沿道の準工業地域が指定された沿道市街地で、沿道サービス機能の維持・充実を図るエリア
	工業エリア	主に準工業地域(一部)・工業地域・工業専用地域が指定された工業地で、本市の雇用と産業振興を支えるエリア
	田園エリア	農地などの良好な田園環境の保全・管理・活用を図るエリア
	森林・丘陵エリア	森林・丘陵地などの豊かな自然環境の保全・管理と、地域交流や産業振興に向けた適切な活用を検討するエリア

《将来都市構造図》

